

伊達市パブリック・コメント制度実施結果報告書

整理番号	No.19-2		
案件名	伊達市第1次総合計画(素案)		
公表日	平成19年9月13日		
募集期間	平成19年9月13日～平成19年9月28日		
担当部・課名	企画部企画調整課		
実施結果	提出方法	提出者数	意見数
	持参		
	郵便		
	ファクシミリ		
	電子メール	1	6

■提出された意見とそれに対する市の考え方

No.	項目等	提出された意見等の概要	市の考え方	計画等への対応
1	第1章計画策定の枠組み	○重要用語間に整合性がない。 枠組みとして、第1章の総合計画の構成に「基本計画」と表記があり、第3章の「Ⅲ政策展開の基本方向」と第4章の「施策大綱」がある。 私見:第3章の「Ⅲ政策展開の基本方向」と第4章の「施策大綱」は「基本計画」と同じ内容と考えられ、枠組みとして不整合を来している。従って、市民に混乱を招く恐れがあるので、全て『基本計画』に統一すべきである。	伊達市第1次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。今回は総合計画の基本構想に係る意見公募を行いました。基本計画と実施計画については、今年度中の策定に向けて現在、取り組んでいるところです。	
2	第1章計画策定の枠組み	○説明不足について 第1章の「計画の構成と期間」に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成とあるが、〔素案〕には「実施計画」が見当たらない。 私見:従って、同行の下に、例えば「但し、実施計画は本・総合計画には網羅されていない」、等と追加記入すべきである。	上記と同様	
3	第3章まちづくりの基本目標 第4章施策大綱	○内容の重複について 第3章の「Ⅲ 政策展開の基本方向(の全文)」と第4章「施策大綱(の全文)」は内容的に殆ど同じと理解される。 私見:従って、後者の方がわかり易いことから、後者を活かし前者をカットすべきである。尚且つ、後者のタイトルは上の「1項」から『第4章 基本計画』とすべきである。	第3章にある「政策展開の基本方向」を実現する手段となるのが第4章の「施策大綱」であるため、同じ表現等が含まれています。市民の皆様によりわかりやすい総合計画とするために、第4章の施策大綱を基本構想の内容に含めず、基本計画の内容に含める方向で検討します。	
4	第4章施策大綱	○枠外項目の扱いについて 第4章の施策大綱に「まちづくりの施策大綱」に関する「表」が載っています。 私見:これは、参考なら「参考」と記入するか、又は「3項」が活ければ不要かと思えます。	まちづくりの施策大綱の表は、総合計画の政策体系がどのような関係性があるのかを示す大切な表であると考えております。表と概要文をあわせて施策大綱と呼んでいますので原案のとおりとさせていただきます。	
5	第4章施策大綱	第4章の施策大綱の中に「魅力ある商業の振興」の施策があります。その概要文の「、、、を的確に捉え、賑わいの、、、」を「、、、を的確に捉え、人々の意識を結集して、賑わいの、、、」と、語句を追加して頂きたい。	「人々の意識を結集して」という理念は、この施策にとどまらずに、全ての施策に関係するものと考えているため、原案のとおりとさせていただきます。	
6	第4章施策大綱	第4章の施策大綱の中に「地域経済の活性化と雇用の創出」の施策があります。その概要文の「、、、構築等により、工業の持続的な、、、」を「、、、構築等により、産業・経済の持続的な、、、」と、字句の変更を願いたい。	今後、基本計画の策定時に字句を変更する方向で検討していきます。	